

千葉県総合支援協議会（第六次千葉県障害者計画策定推進本部会）

設置運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「千葉県総合支援協議会」（以下「総合支援協議会」という。）及び「第六次千葉県障害者計画策定推進本部会」（以下「策定推進本部会」という。）の設置運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 総合支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 78 条第 1 項、第 89 条の 3 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 168 号）第 65 条の 15 並びに「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、市町村における相談支援体制作りに関して専門的、広域的支援を行い、千葉県全域の相談支援体制を構築するために主導的役割を担う協議の場として設置する。

2 策定推進本部会は、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく第六次千葉県障害者計画（案）の策定並びに第五次千葉県障害者計画及び第六次千葉県障害者計画の推進のため実施状況の確認や成果の評価、推進方針等の検討を行う組織として設置する。

3 総合支援協議会と策定推進本部会は、本県の障害者施策の策定推進に関して密接に関連する協議及び検討等を行う組織であることから、同一の構成員により構成し、一体的な運営を行うこととする。

4 特別の事情がある場合を除き、両会の会議は同時開催（以下、同会議を「本部会」という。）とする。

（所掌事務）

第3条 本部会は、次の事項について協議等を行う。

- ① 第六次千葉県障害者計画（案）の策定に関すること
- ② 第六次千葉県障害者計画及び第五次千葉県障害者計画の推進に関すること
- ③ 市町村の相談支援体制の状況把握・評価及び支援に関すること
- ④ 発達障害、高次脳機能障害、精神障害、療育システム、就労支援等広域的・専門的支援を必要とする相談支援体制の構築に関すること
- ⑤ 権利擁護の普及に関すること
- ⑥ 相談支援従事者の人材育成に関すること
- ⑦ その他、必要と認められる事項

（委員）

第4条 本部会は、30名程度の委員をもって構成し、障害支援団体、学識経験者や関係行政職員など、障害者施策の推進に有為な意見を有する者及び障害当事者及び関係者で公募に応募した者の中から、千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長及び障害福祉事業課長が依頼する。

2 委員の任期は平成32年3月31日までとする。

補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、個人として部会に参加し、個人としての責任において発言等を行うものとする。

4 本部会の運営、計画（案）の策定及び計画の推進に係る作業等については、本部会会議において委員の合意のもとに進めるものとする。

5 委員は、個人情報等の職務上知り得た秘密を、委員を退いた後も含め、漏らしてはならない。

（会長、副会長）

第5条 本部会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は会務を総理し、組織を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。

（本部会の招集及び運営）

第6条 本部会は、会長の意向を踏まえ、障害者福祉推進課長及び障害福祉事業課長が招集する。

2 ただし、緊急の場合には障害者福祉推進課長及び障害福祉事業課長の判断により会議を招集することができるものとする。

3 本部会は会長が座長となって進行するものとする。

4 会長が会議に出席できない場合は、副会長がその役を代理する。

5 本部会には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

（本部会の公開）

第7条 本部会は、原則公開とする。

2 会議資料等について積極的に公表に努めるものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人情報等秘密の保持を図る必要のある会議については、必要な範囲で公開・公表しないことができる。

4 本部会の傍聴に関することは別に定める。

（専門部会）

第8条 本部会のもとに、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会に、部会長、副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、本部会の委員を兼ねるものとする。

4 専門部会の委員の任期は2年とする。

5 その他専門部会の運営等に関することは、本部会に準ずるものとする。

(経費負担)

第9条 本部会及び専門部会の会議費は、県障害者福祉推進課又は障害福祉事業課が負担する。

2 本部会及び専門部会の委員の報酬は、これを支弁しない。

3 本部会及び専門部会の委員が会議等に参加するために要する旅費は、県障害者福祉推進課又は障害福祉事業課がこれを支弁する。

(事務局)

第10条 本部会及び専門部会の事務局は、県障害者福祉推進課又は障害福祉事業課に置く。

(円滑なコミュニケーション確保のための努力)

第11条 委員は、会議及びその他の場において、相互に情報交換に努めることとする。

2 本部会等の開催においては、協議のための情報受発信、コミュニケーションが円滑に行われるよう、手話通訳者、要約筆記者等の配置、点字・拡大文字資料の提供等に十分配慮することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部会又は専門部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が別に定める。

附則

この要綱は 平成28年11月8日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。